

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設）・拡充・延長・その他）

No 9

府省庁名 厚生労働省

|             |  |
|-------------|--|
| 対象税目        | 個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(国民健康保険税・地方消費税)  |
| 要望項目名       | 高齢者医療制度の見直しに伴う所要の措置  |
| 要望内容(概要)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)<br/>後期高齢者医療制度及び新たな高齢者医療制度</li> <li>・特例措置の内容<br/>高齢者医療制度の見直しに伴い税制上の所要の措置を講ずるもの。</li> </ul>   |
| 関係条文        | 地方税法第34条第1項第3号、第72条の23第2項第1号、第72条の78、第703条の4第1項から第3項まで、第13項から第15項まで及び第21項並びに附則第38条、第38条の2第6号及び第38条の3、地方税法施行規則第1条の13第1項第2号  |
| 減収見込額       | (初年度) — ( — ) (平年度) — ( — ) (単位:百万円)   |
| 要望理由        | <p>(1) 政策目的<br/>社会保障と税の一体改革において「高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど)」とされており、高齢者医療制度の見直しに伴い必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>現行の後期高齢者医療制度については、被保険者の負担が過大としないようにする等の趣旨から、その保険料等について税制上の所要の措置が講じられているところであり、高齢者医療制度の見直しに伴い税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> |
| 本要望に対応する縮減案 | —  |

|     |                            |                             |  |
|-----|----------------------------|-----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け          | 基本目標Ⅳ<br>施策目標 2<br>施策目標 2-1 | 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する<br>高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する<br>全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む |
|     | 政策の達成目標                    |                             | —  |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間          |                             | —  |
|     | 同上の期間中の達成目標                |                             | —  |
|     | 政策目標の達成状況                  |                             | —  |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み                |                             | —  |
|     | 要望の措置の効果見込み<br>(手段としての有効性) |                             | —  |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置          |                             | —  |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額           |                             | —  |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係        |                             | —  |
|     | 要望の措置の妥当性                  |                             | —  |
|     | ページ                        | 9—2                         |  |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 税負担軽減措置等の適用実績               | —  |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | —  |
| 前回要望時の達成目標                  | —  |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | —  |
| これまでの要望経緯                   | <p>昨年も要望をしたが、税制改正大綱前までに新制度の内容が固まらなかったことから、昨年度は要望を取り下げ、平成 24 年度に改めて要望することとした。</p> |